

水産業元気アップ

支援事業補助金

漁業者・水産加工業者等の新たな
商品開発や**販路開拓**等の
多様な取り組みに対し支援します

補助率：対象となる経費の2分の1以内
補助限度額：**50万円**
※漁業・水産加工業協同組合が
取り組む場合は**100万円**

対象となる方

- 漁業協同組合
- 漁業協同組合の組合員である漁業者
- 水産加工業協同組合
- 水産加工業者

※複数人で団体を構成または中小企業者と連携も可能

受付期間

令和8年4月1日から
令和8年12月28日まで

事業完了後は、実績報告書の提出！
交付決定を受けた年度の2月末までに提出してください。

対象となる事業

漁業生産



活魚出荷に関わる設備の導入，新魚種生産や養殖技術導入へ向けた試験等

水産加工品生産



低・未利用魚や地元水産物を活用した新たな加工品開発や商品化の取り組み等

流通販売



産地直送や販路開拓，高付加価値化や商品化に向けた市場調査等

地域活性化



地元直売，他業種と連携した地産地消や観光漁業の取り組み等

【 受付場所・お問い合わせ先 】

神栖市波崎6530番地 波崎総合支所 水産・地域整備課

電話：0479-44-1966 Email：suisan-tseibi@city.kamisu.ibaraki.jp



対象となる経費

謝金

- 経営診断、技術指導等の専門家派遣に要する経費

旅費

- 事業遂行に必要な情報収集、調査、販路開拓等に要する経費

事業費

- セミナー、イベント、商談会等への出展に要する経費
- 原材料、種苗、餌料等の購入に要する経費
- 施設、機器等の購入又は借上げに要する経費
- 知的財産権や水産エコラベルの取得、HACCP等の導入に要する経費

外注費

- 試験、分析、マーケット調査等に要する経費
- 試作品、製造・改良等の外注に要する経費
- リーフレット、ロゴ・パッケージデザイン等の作成に要する経費
- 販売促進に関わる広告・宣伝等に要する経費

事業実施要件

- ◆市内の漁港で水揚げした水産物を活用した事業を優先的に採択する。
- ◆取組に新規性があり、地域への波及効果がある事業であること。
- ◆備品購入のみの事業は、補助対象外とする。
- ◆旅費に関する経費は、補助金限度額の2分の1以内とする。
- ◆国・県・市の補助事業等で実施した内容と同一の取組と認められる場合は、補助対象外とする。
- ◆事業費が10万円以下の場合は補助対象外とする。
- ◆事業は、対象となる事業の事業区分を組み合わせて取り組むことができるものとする。ただし、補助金の額は限度額以内とする。
- ◆事業は2か年まで取り組めるものとする。この場合、2か年の事業計画書を提出するものとし、審査会を経て、翌年度の採択候補とする。ただし、1年目の実績報告により2年目の取組に効果が見られないと判断した場合には、2年目の採択はしないものとする。
- ◆2か年の事業に取り組む場合、前年度に係わる経費は補助対象外とする。
- ◆取組の効果を見るため、事業実施後、2年間は経過報告するものとする。報告は、成果報告書と同様の様式に、現在の取組の状況、成果、課題等を具体的に記載し、詳細な資料等を添付するものとする。
- ◆地域での汎用性がある取組は、積極的に情報を開示するものとする。
- ◆取組の概要は、市のホームページで公表する。